

神戸市立幼稚園園則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 22 日

神戸市教育委員会

教育長 福本 靖

神戸市教育委員会規則第 4 号

神戸市立幼稚園園則の一部を改正する規則

神戸市立幼稚園園則（昭和 23 年 12 月教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第 5 条関係）			別表（第 5 条関係）		
区	小学校又は義務 教育学校	幼稚園	区	小学校又は義務 教育学校	幼稚園
東灘区	東灘	東 灘 の ぞ み、魚 崎、御 影	東灘区	本山第一	東灘のぞみ
	本庄			本山第三	
	本山南			住吉	魚崎
	福池			向洋	
	魚崎			六甲アイランド	
	本山第一			渦が森	御影
	本山第二			御影	
	本山第三			御影北	

	住吉 御影 渦が森 御影北 六甲アイランド 向洋		東灘 本庄 魚崎 本山南 福池 本山第二	東灘のぞ み、魚崎
灘区	成徳 高羽 鶴甲 西郷 六甲 灘 西灘 稗田 灘の浜 美野丘 摩耶 福住 六甲山	灘すずかけ	灘区 高羽 灘（六甲町、稗原 町、永手町４・５、 森後町２・３） 鶴甲 六甲（神前町、篠 原南町１―４・５ （１―７番）、日 尾町２・３、八幡 町２―４、将軍 通） 六甲山 成徳（大和町、中 郷町、徳井町、桜 口町、備後町、深 田町） 成徳（記田町、浜 田町、友田町） 西郷 灘（琵琶町、下河 原通、神ノ木通、 千旦通、上河原	灘すずかけ 御影、灘す ずかけ 御影、灘す ずかけ、あ づま 灘すずか け、あづま

中央区	上筒井 なぎさ 宮本 春日野 雲中 中央 こうべ 山の手 港島学園	あづま、神 戸、港島
	湊 神戸祇園（楠町、 橘通1・2、多聞 通1・2、元町高 架通（2番 314—321号、3番 1・16—18号））	あづま、神 戸、港島、兵 庫くすのき

	通） 西灘 稗田 六甲（篠原本町1 —4・5（1—3 番）、篠原中町1 —5、宮山町3、 山田町3（2番）） 美野丘 摩耶 福住 灘の浜	
中央区	雲中 春日野 上筒井 宮本 なぎさ 中央	あづま
	こうべ 山の手	神戸
	湊 神戸祇園（楠町、 橘通1・2、多聞 通1・2、元町高 架通（2番 314—321号、3番 1・16—18号））	神戸、兵庫
	港島学園	港島

兵庫区	[略]	[略]	兵庫区	[略]	[略]
	<u>和田岬</u>			<u>明親</u>	
	<u>明親</u>			<u>浜山</u>	
	<u>浜山</u>			<u>和田岬</u>	
北 区	花 山	やまびこ、	北 区	有 馬	有 野、から
	谷 上	山 田		ありの台	と
	箕 谷			有 野	有 野
	桂 木			藤原台	
	広 陵			西 山	
	筑紫が丘			唐 櫃	からと
	桜の宮			大 池	からと、や
	甲 緑				まびこ
	山 田			花 山	やまびこ
	小部東			谷 上	
	小 部			箕 谷	山 田、やま
	泉 台			山 田（山田町原野	びこ
	鈴 蘭 台			（字大山ユーロ	
	北五葉			フォーラム神戸	
	南五葉			北町を除く))	
	君 影			広 陵	
	星和台			筑紫が丘	
	ひよどり台			甲 緑	
	藍 那			桜の宮	
	大 池	からと、や		泉 台	
		まびこ、山		桂 木	
		田		小 部	
	有 馬	有 野、から		小部東	
	有 野	と、道場、大		鈴 蘭 台	

須磨区	[略]	[略]	須磨区	[略]	[略]
	高倉台	[略]	[略]	板宿	[略]
	多井畑			東須磨（大手町 1	
	板宿			— 6・7（5 番 1	
	東須磨（大手町 1			— 7 号を除く。）・	
	— 6・7（5 番 1			8・9、大手、上	
	— 7 号を除く。）・			細沢町、奥山畑	
	8・9、大手、上			町、若木町、板宿	
	細沢町、奥山畑			町 3（1 番 15—26	
	町、若木町、板宿			号）、東須磨（青	
	町 3（1 番 15—26			山・月見山・月見	
	号）、東須磨（青			山下・新池を除	
	山・月見山・月見			く。))	
	山下・新池を除			高倉台	
	く。))			妙法寺	
	若草			横尾	
	妙法寺			多井畑	
	横尾			南落合	
	白川			東落合	
	神の谷			花谷	
	松尾			白川	
	東落合			松尾	
	花谷			神の谷	
	南落合			西落合	
	西落合			竜が台	
	竜が台			菅の台	
	菅の台			若草	
垂水区	塩屋北	青山台こば	垂水区	下畑台	名谷きぼう

下畑台	と、たるみ、	つつじが丘	の丘、青山
つつじが丘	小東山	名谷	台こぼと、
塩屋			たるみ、小
乙木			東山
東垂水		塩屋北	青山台こぼ
名谷		塩屋	と
福田		東垂水	
高丸		乙木	
千鳥が丘		千鳥が丘	たるみ、小
千代が丘		高丸	東山
垂水		千代が丘	
霞ヶ丘		垂水	
東舞子		霞ヶ丘	
舞子		東舞子	
西舞子		西脇（清水が丘 1	
西脇		— 3、南多聞台 3	
多聞東		（7・8番）、本	
小東山		多聞 1）	
舞多聞		舞子	
多聞の丘		西舞子	
多聞台		神陵台（南多聞台	
神陵台（南多聞台	青山台こぼ	1（9番を除	
1（9番を除	と、たるみ、	く。）・2・3（1	
く。）・2・3（1	小東山、い	— 6番）・4（5	
— 6番）・4（5	かわ	— 15番）・5・6）	
— 15番）・5・6、		多聞東	
神陵台 1・2（1		多聞の丘	
番）・3・4・6）		福田	青山台こぼ

					と、たるみ
				西脇（神陵台 5、 南多聞台 1（県営 明舞住宅）、西脇 1・2） 多聞台 神陵台（神陵台 1・2（1番）・ 3・4・6） 舞多聞、小東山	小東山、い かわ、たる み
西区	神陵台（伊川谷町 （有瀬（神明第三 次ハイツ開発区 域及び県営伊川 谷第 2 高層住 宅））） 東町 小寺 長坂 有瀬 伊川谷	小東山、太 山寺、いか わ、櫛谷、お しんべ、た まつ、玉津 第二、平野 岩岡	西区	長坂 神陵台（伊川谷町 （有瀬（神明第三 次ハイツ開発区 域及び県営伊川 谷第 2 高層住 宅））） 太山寺 小寺 東町 有瀬 伊川谷 井吹東 井吹西 井吹の丘 櫛谷 糺台 狩場台	小東山、い かわ 太山寺 小東山、太 山寺 小東山、い かわ、玉津 第二 櫛谷

備考	竹の台	備考	糺台	備考
	檜野台		狩場台	
	木津		木津	
	桜が丘		桜が丘	
	押部谷		押部谷	
	月が丘		月が丘	
	北山		北山	
	高和		高和	
	高津橋		高津橋	
	玉津第一		玉津第一	
	枝吉		枝吉	
	出合		出合	
	美賀多台		平野	
	春日台		神出	
	平野		岩岡	
神出	春日台			
岩岡	檜野台			
	竹の台			
	美賀多台			
備考 [略]		備考 [略]		

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。